

令和 7 年 11 月 21 日締結

【矯正研修所大阪支所】災害時における災害ボランティアセンター 分室設置及びボランティア活動に関する協定を締結しました

令和 7 年 11 月 21 日、近畿矯正管区及び矯正研修所大阪支所では、災害時における堺市の災害ボランティアセンター（以下、センター）の設置等に関連し、堺市及び社会福祉法人堺市社会福祉協議会と相互に連携・協力を図ることを目的として、「災害時における災害ボランティアセンター分室設置及びボランティア活動に関する協定書」を締結しました。

この協定により、矯正研修所大阪支所を災害ボランティアセンター分室（以下、センター分室）としてセンターの活動拠点の 1 つに位置づけ、災害時における 4 者の連携強化を図ることで、災害ボランティア活動における効果的な対応が可能となります。また、4 者による平時からの協力体制の構築や、センター設置、運営に備えた合同訓練の実施等を通じて、実効性のある災害ボランティア活動の拠点となる取組を進めます。

1 締結者

堺市長	永藤 英機
社会福祉法人 堺市社会福祉協議会会長	木村 正明
法務省 近畿矯正管区長	古橋 徹也
法務省 矯正研修所大阪支所長	古橋 徹也

（※近畿矯正管区長及び矯正研修所大阪支所長は同一人物である。）

2 締結日

令和 7 年 11 月 21 日（金）

3 主な内容

- ・センター分室としての矯正研修所大阪支所の使用
 - ・センターにおける災害ボランティアの受入れ
 - ・災害ボランティア活動に係る車両等の駐車スペースの提供
 - ・センター設置、運営に際して発生する矯正研修所大阪支所の水道、電気等の使用
- など、センター運営で必要と認められる事項

4 その他

ボランティアセンターの開設・運営や平常時における協力体制の構築を目的に、堺市においては、平成 22 年 1 月 15 日付けで社会福祉法人堺市社会福祉協議会と「災害時におけるボランティア活動に関する協定書」を締結しました。

今回締結する協定はセンター分室として矯正研修所大阪支所を活用することに加え、4 者が連携することでより効果的なセンター運営を目的としています。

5 参考

(1) 災害ボランティアセンター

堺市社会福祉協議会では、堺市内において災害救助法が適用されるような災害に被災した場合、堺市災害対策本部の要請に基づき、センターを設置します。

センターは、被災地でのボランティア活動を円滑に進めるために設置される拠点です。被災者のニーズに応じた支援の調整、ボランティアの募集・受付・活動の割り振り、必要な資機材の管理、関係機関との情報共有等を行います。

(2) 法務省 近畿矯正管区

法務省矯正局の地方支分部局として、近畿 2 府 4 県に所在する矯正施設を管轄し、これら施設の管理・運営を統括しています。また、適正な運営を図るための指導・監督を行うほか、職員の研修や地域との連携による更生支援にも取り組んでいます。

(3) 法務省 矯正研修所大阪支所

矯正研修所は、法務省が所管する研修機関で、全国の刑事施設、少年院、少年鑑別所などに勤務する矯正職員に対して、研修を行う機関です。矯正研修所支所は、全国に 7 か所設置されており、大阪支所では、主に、近畿矯正管区管内の矯正職員に対する研修を実施しています。

矯正施設等の中には災害時における防災拠点としての機能を期待されているところもあり、自治体との連携強化を進めることで、効果的な災害対応が可能となります。

問
い
合
わ
せ
先

(本協定の締結に関すること)

担 当 課：健康福祉局 生活福祉部 地域共生推進課 担 当 者：林、堀毛（3210,3201）

電 話：072-228-0375

ファックス：072-228-7853

(災害ボランティアセンターの運営に関すること)

担 当 課：社会福祉法人 堺市社会福祉協議会 地域福祉課 担 当 者：所、増岡

電 話：072-232-5420

ファックス：072-221-7409

(法務省近畿矯正管区に関すること)

担 当：法務省近畿矯正管区 担 当 者：村崎、久保

電 話：06-6941-5751

ファックス：06-6910-2428

(法務省矯正研修所大阪支所に関すること)

担 当：法務省矯正研修所大阪支所 担 当 者：平良、山口

電 話：072-227-1685

ファックス：072-227-1692